六　発行額　額面金額で六千四百三十三億円
イ　価格競争入札発行　うち、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千四百九十四億二千三百十五万円、同法第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四千九百三十八億七千六百八十五万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千五百五十九億円
ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で六百八十八億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　六千三百九億千四百七十万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千五百二十八億九千百十三万円
ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　六百七十四億七千二百十六万円
八　最低額面金額　五万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十九年十月十三日
十一　発行価格　額面金額百円につき九十八円以上のそれぞれの応募価格
　額面金額百円につき九十八円七銭
十二　利率　年〇・八パーセント
十三　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{23}{365}$$

十四　初期利子　平成三十年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五　第二期以後の利子　毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十六　償還期限　平成五十九年九月二十日
十七　償還金額　額面金額百円につき百円
十八　元利金支払場所　日本銀行
十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
二十　払込期日　平成二十九年十月十三日

○財務省告示第三百五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十一月八日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第百四十五回）、利付国庫債券（三十年）（第十三回、第十五回、第十七回、第二十五回、第二十九回、第三十三回、第三十四回、第三十八回、第三十九回、第四十一回、第四十五回、第四十六回、第四十七回、第四十九回、第五十回及び第五十一回）及び利付国庫債券（四十年）（第一回、第三回、第五回、第六回及び第九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で三千九百七十四億円
　内訳（別表のとおり）　四千三十五億六千五百九十二万九千円

七　払込金額　五万円

八　最低額面金額　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　振替単位　平成二十九年十月二十六日

十　発行日　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

（別表のとおり）

十一　発行価格　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

$$\text{各発行対象国債の額面金額の総額} \times \frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{\text{各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）}}{365}$$

十二　利率　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額} \times \text{各発行対象国債の利率} \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三　経過利子の払込み　（別表のとおり）
十四　利子　額面金額百円につき百円
十五　償還期限　銘柄毎の基準利回は、平成二十九年十月二十四日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十九年十月二十四日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。
十六　償還金額　額面金額百円につき百円
十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　日本銀行
十八　元利金支払場所　日本銀行
十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
二十　払込期日　平成二十九年十月二十六日